平成１７年（フ）第６５６号
香川県小豆郡小豆島町片城甲２番地の３
破産者　株式会社池田工業
１　期日　平成22年11月16日午後１時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年10月８日
高松地方裁判所破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第５６号
山口市湯田温泉１丁目７番27号
破産者　照内　克己
異議申述期間　平成22年11月９日まで
平成22年10月８日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９号
宮崎市佐土原町下田島18775番地９
破産者　佐土原養鰻漁業協同組合
異議申述期間　平成22年12月７日まで
平成22年10月８日　宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８８１号
鹿児島県鹿児島市犬迫町509番地
破産者　株式会社河頭組
異議申述期間　平成22年12月８日まで
平成22年10月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１１８６号
熊本市八反田２丁目９番30号
破産者　國本　安人
異議申述期間　平成22年12月９日まで
平成22年10月６日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１８７号
熊本市八反田２丁目９番30号
破産者　國本　孝子
異議申述期間　平成22年12月９日まで
平成22年10月６日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２０年（フ）第７７８号
岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子261番地
破産者　峠舘　誠一
免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
平成22年10月８日
盛岡地方裁判所第２民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第４４号
愛知県津島市西柳原町１丁目45番地
清算株式会社　江上商事株式会社
代表清算人　江上　　弘
１　決定年月日　平成22年10月７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第５０１号
福島県会津若松市千石町４番16号
特別清算株式会社　株式会社オーエーコーポレーション
清算人　藤田　浩司
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
特別清算株式会社・株式会社オーエーコーポレーション（以下「特別清算会社」という）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、平成22年８月31日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権とする(以下「弁済対象債権」という)。各債権者の弁済対象債権額は、後記「弁済対象債権額一覧」の通り。
２　弁済の場所及び端数の切捨て
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　特別清算手続の期間
⑴　特別清算手続は平成22年10月31日までとする（以下「清算期間」という)。
⑵　特別清算会社は、清算期間内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
⑶　客観的で相当な事由がある場合において清算期間を変更する必要があると特別清算会社が判断する場合は、協定債権者の意見を聴取した上で裁判所の許可を得て、その限度において清算期間を変更することができる。
第２　別除権付債権
本協定における別除権付債権とは、特別清算会社所有の不動産その他の資産について担保権を有する債権で、平成22年８月31日（特別清算手続開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。特別清算会社に対する各債権者の債権のうち別除権付債権はない。
第３　一般債権
１　定義
本協定による一般債権とは、別除権付債権、共益的債権及び優先債権に該当しない協定債権をいう。
２　一般債権の弁済
⑴　弁済
①　協定債権者のうち、しのぶ台ニュータウン共用施設維持管理組合法人については、その債権全額を支払う。
②　上記①の支払いを完了した後、各債権者に対し、清算人費用、その他公租公課、特別清算手続に必要な費用等を除いた残額を弁済原資として、平成17年３月28日付け「事業再建計画」上の各金融機関債権者の非保全債権額（後記「非保全債権額一覧」の通り。)に応じて按分して支払う。
⑵　放棄
⑴の弁済時に、残余の一般債権については、すべて免除を受ける。
第４　共益的債権及び優先債権
協定債権者の共同利益のためにする裁判上の費用、清算業務遂行に要する費用などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時弁済することができる。
弁済対象債権額一覧
東京都千代田区麹町三丁目４番地
トラスティ麹町ビル７階
アイ・アール債権回収株式会社
債権額　49,726,568円
福島市三河南町１番20号コラッセふくしま11階
福島県信用保証協会
債権額　20,425,000円
福島市上鳥渡字しのぶ台５番地の14
しのぶ台ニュータウン共用施設維持管理組合法人
債権額　120,000円
弁済対象債権額合計　70,271,568円
非保全債権額一覧(平成16年11月30日現在)
アイ・アール債権回収株式会社
49,196,512円
福島県信用保証協会　20,425,000円
非保全債権額合計　69,621,512円
福島地方裁判所会津若松支部

平成２２年（ヒ）第５０２号
福島県会津若松市千石町４番16号
特別清算株式会社　株式会社エフディーコーポレーション
清算人　藤田　浩司
１　決定年月日　平成22年10月５日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
特別清算株式会社・株式会社エフディーコーポレーション（以下「特別清算会社」という）に対する各債権者の債権のうち、本協定の対象となる債権は、平成22年８月31日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権とする(以下「弁済対象債権」という)。各債権者の弁済対象債権額は、後記「弁済対象債権額一覧」の通り。
２　弁済の場所及び端数の切捨て
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は特別清算会社の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。